

質問 1-5 平成 17 年 7 月の淀川水系 5 ダムの方針において、治水単独となり経済的に有効ではないとした大戸川ダムが、なぜ淀川水系河川整備計画(案)において、ダム建設が位置付けされたのでしょうか。

(回答)

1. 「5 ダムの方針」

「5 ダムの方針」では、大戸川ダムによる大戸川・宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはありませんが、狭窄部を開削するまでは、宇治川・淀川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になるとしていました。

大戸川のみでの治水対策としては、大戸川ダムが治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し経済的にも不利になり、河道改修等のダム以外の対策案の方がコストの観点から有利となりました。そのため、大戸川の治水対策の実施について滋賀県と調整することにしました。

2. 「5 ダムの方針」における大戸川ダムの経済性評価

① 洪水調節効果が小さいとした意味

「5 ダムの方針」の前提となる淀川水系河川整備計画基礎案(以下、基礎案と言う。)では、枚方地点の水位のみに着目した治水対策の展開を基本とし、瀬田川洗堰の全閉を継続することとした工事実施基本計画を前提として、治水対策の手順を検討していました。一方、淀川水系の現状をみると、淀川本川の整備は一定の進捗が見られるが、中上流の整備は遅れており、また本川、支川とも堤防の脆弱な箇所が数多く存在しています。こうした状況を踏まえ、当面、堤防強化を最優先に実施することとし、下流への流量増対策としてダム等による洪水調節が必要となる、岩倉峡、保津峡、さらには桂川等の狭小区間の狭窄部は開削しないこととしていました。この段階までの整備においては、大戸川ダムの緊急性は低いことから、効果が小さいとしたものです。

② 治水単独目的となった経済的影響

利水撤退に伴い治水単独で建設費用を負担することとなるため、経済的に不利となる一般論を述べたものです。

③大戸川下流部の治水

大戸川下流部の治水対策の緊急性だけから大戸川ダムを建設する場合には、滋賀県のみ負担となります。その場合、大戸川ダムは河川改修に比べ高額となるため、大戸川下流部の治水対策を再検討する必要があり、滋賀県と調整するとしたものです。

3. 状況の変化

① 堤防点検が完了

平成 15～18 年度に詳細な堤防点検を実施しました。その結果、淀川本川では概ね 5 年で堤防強化を完了できることがわかり、次の整備段階に進む目処がつかしました。

② 淀川水系河川整備基本方針の策定

平成 19 年 8 月に策定された淀川水系河川整備基本方針(以下、基本方針と言う。)では、「一部地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図る。」ことが基本であり、本川及び支川の整備にあたっては、河川整備の進捗を十分ふまえて、本川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を行うこととしています。

③ 大戸川ダムの緊急性

河川改修は下流から進めることが原則であり、淀川水系においても本川の整備を精力的に進めてきましたが、まだ中上流の改修に伴う流量増を安全に受け入れられるまでには至っていません。しかし、本川の整備が完了するまでには、なお相当の期間を要し、整備が遅れたままになっている中上流をそれまで放置することはできません。そこで、基本方針に基づき、中上流の改修に伴う流量増対策として必要最小限の洪水調節施設を整備することにより、上下流のバランスを保ちながら、水系全体の安全度の段階的向上を図るものです。

具体的には、堤防強化の目処がついたことにより、中上流の改修を一切行わないとしていた基礎案の段階から一歩進め、上下流バランスを保ちながら、桂川、木津川等中上流の改修を進めることとしました。整備計画における中上流の整備目標は戦後最大洪水が再来しても安全に流下させられることとし、中上流の改修により本川の安全度を現在よりも低下させないという上下流バランスの観点から必要最小限の洪水調節施設を検討した結果、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、木津川遊水地と合わせ大戸川ダムを整備する必要が生じた

ものです。

④ 大戸川下流部の改修について

滋賀県の大戸川改修計画について検討したところ、現時点で改修を先行して実施した場合、これまで氾濫していた洪水が大戸川を流下し天ヶ瀬ダムに流入するようになるため、天ヶ瀬ダムの洪水調節容量が不足する事態を生ずることが判明しました。

4. 大戸川ダムの経済性の再検討

- ① 以上を踏まえ、整備計画段階における大戸川ダムの経済性を再検討したところ、天ヶ瀬ダム再開発と一体とした経済効果は、 $B/C=1.4$ となりました。
- ② 大戸川下流部の治水対策としても、河道改修に比べて大戸川ダムへの滋賀県の負担は十分に経済的になります。
- ③ 大戸川ダムの事業費は、制度の変更や物価上昇により740億円から約1,500億円に増加します。しかし、ダムサイトの変更や流水型ダムとするなどの工夫により、事業費は約1,000億円にまでは縮減可能であり、今後さらなる大幅なコスト縮減も目指しています。

(関連資料)

- 平成17年7月1日 近畿地方整備局 記者発表資料 淀川水系5ダムについて
<http://www.kkr.mlit.go.jp/scripts/kisha-uproad/index.pl>
- 平成17年7月21日 第42回淀川水系流域委員会 審議資料1-1-1-2
<http://www.yodoriver.org/kaigi/iin/h17.html#42th>
- 平成19年12月20日 近畿地方整備局 記者発表資料 淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について
<http://www.kkr.mlit.go.jp/scripts/kisha-uproad/index.pl>
- 平成19年12月27日 第69回淀川水系流域委員会 審議資料1-6
<http://www.yodoriver.org/kaigi/iin/index.html#67th>

※本質問は、平成20年8月25日に開催された滋賀県議会「琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会」において、滋賀県から寄せられた質問に対して近畿地方整備局から回答した内容を中心に整理したものです。なお、現在は時点更新も含め内容を精査しており、最新の情報ではない場合があります。